

児童発達支援

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

対象者

福祉型児童発達支援

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児。

具体的には次のような例が挙げられます。

1. 市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童
2. 保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童

医療型児童発達支援

医療型については、上肢、下肢または体幹機能に障害のある児童

サービスの内容

福祉型児童発達支援 福祉型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練など

医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対する児童発達支援及び治療（医療型児童発達支援）